

水路業務法(昭和 25 年法律第 102 号)第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 7 月 29 日

第二管区海上保安本部長
白崎 俊介(公印省略)

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

国土交通省東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所

宮城県多賀城市明月 1-4-6

第二管区海上保安本部

宮城県塩釜市貞山通 3-4-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

(1)区域 石巻港(付図に示すとおり)

(2)期間 令和 8 年 8 月 13 日から

令和 8 年 10 月 31 日までのうち 2 日間

3 水路測量の実施方法

GNSS 測位機による測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

(1)水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則(昭和 25 年運輸省令第 55 号)第 6 条に定める標識を掲載する。

(2)二管区水路通報により周知する。

調査区域

